

芳賀台地土地改良区用排水調整委員会処務規程

第1条 用排水調整委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規定によるもの のほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員20名をもって組織する。

- 2 委員のうち1人は理事の互選したものが委員会担当理事として加入する。
- 3 前項の委員をこの規程において委員長という。
- 4 他の委員には、理事会が組合員のうちから選任した者がこれにあたる。

第3条 委員の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての招集は、委員長が行う。

- 2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は、用水の引用配分を適正にし、かんがいの効用を全うするとともに、排水の円滑を期するため、次の事項について理事会の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

- (1) 取水量に関すること。
- (2) 用水排水の調整に関すること。
- (3) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事、及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ理事、職員その他の者の出席を求める意見を徴することができ る。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し、又は職務外において長期にわたり旅行する
と きは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から適用する。